

治安維持法中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セ

シレムコトヲ請フ

昭和三年六月十二日

内閣總理大臣男爵田中義一



内閣

勅令第 號

治安維持法中左ノ通改正ス

第一條 國體ヲ變革スルコトヲ目的ト

シテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ

役員其ノ他指導者タル任務ニ從事シ

タル者ハ死刑又ハ無期若ハ五年以上

ノ懲役若ハ禁錮ニ處シ情ヲ知リテ結

社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂

行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者ハ二

年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的
トシテ結社ヲ組織シタル者結社ニ加
入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ爲
ニスル行爲ヲ爲シタル者ハ十年以下
ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二條中「前條第一項」ヲ「前條第一項又ハ

第二項」ニ改ム

第三條及第四條中「第一條第一項」ヲ「第一

條第一項又ハ第二項」ニ改ム

第五條中「第一條第一項及」ヲ「第一條第一
項第二項又ハ」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

皇付和三十三年
九一ノ一

一勲一等藤磨王殿下ニ家名ヲ賜ヒ華族ニ列

セラルルノ件

一勲一等秋磨王殿下ニ家名ヲ賜ヒ華族ニ列

セラルルノ件

右樞密顧問ニ詔詢可被爲在旨

御沙汰候條及御回付候也

昭和三年六月二十一日

宮内大臣一木喜徳郎

樞密院議長男爵倉富勇三郎殿



宮内省

内閣